平成２８年（フ）第６８４号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番３―601号
債務者　齋藤　雄一
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６８５号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番３―601号
債務者　齋藤せい子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９５号
埼玉県狭山市入間川４丁目５番４号　ファミール88・203
債務者　窪内　康二
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３号
埼玉県狭山市大字下奥富1103番地の７
債務者　加藤　　梓
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保332番地81
債務者　饒平名広明
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９４０号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目６番12―107号　レオパレスエステートⅠ
債務者　川上　涼汰
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７９号
大阪市生野区巽中４丁目16番15―105号
債務者　金子太優こと　ＫＩＭ　ＴＡＥＷＯＯ　金　　太優
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７６号
大阪市住吉区苅田３丁目９番22号ハイツヤマギワ403号
債務者　松本屋在郷こと　松本　貢一
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１５号
大阪市港区市岡元町２丁目８番８号プラザ市岡101号、前住所大阪市福島区福島１丁目６番10―401号
債務者　小林　和将（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３２号
大阪府枚方市山之上３丁目４番11―21号、前住所大阪府枚方市磯島北町37番20―103号
債務者　北村輝志こと　古川　輝志
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３６号
大阪市此花区酉島１丁目２番15―1401号
債務者　小野奈津美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９号
大阪市大正区千島１丁目23番19号
債務者　麻田真由美（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８号
大阪市住之江区南港中３丁目３番32―510号
債務者　大町　孝雄
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８号
大阪府高槻市庄所町12番24号
債務者　岡田　明美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目９番25―304号
債務者　甲斐　睦章
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４号
大阪市東住吉区北田辺４丁目18番５―506号
債務者　西野　建男
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３号
大阪府岸和田市上松町3086番地の１エンゼル・サチ上松101号
債務者　安達　正昭
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係